

古物商許可証について



古物商とは

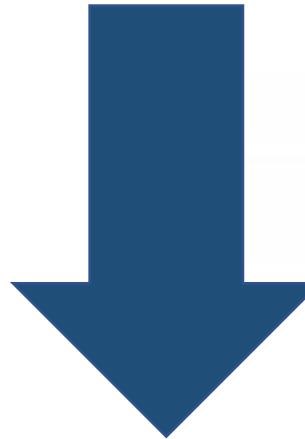
古物営業法という法律で定められている古物を業として 売買または交換する業や、個人のこと

古物営業法

- ・昭和24年に盜難品などの速やかな発見と
犯罪防止のために作られた 法律
- ・警察の生活安全課というところが取り締まっている

メルカリ販売に許可証は必要か？

古物商：取引相手「誰に売るのか」をわかって取引



mercari は匿名性を売りにしている

- ・ 基本的には古物許可証を持っているかを問われない
- ・ 中古品を継続的に買い取るには古物許可証が必要

古物許可証の申請方法

①近くの警察署で必要書類の確認

地域によって、提出を求められる添付書類や部数が若干違うということがあるので申請する警察署で確認必須！！

- ・個人許可申請
- ・法人許可申請

} 1つの
営業所に1つ



古物許可証の申請方法

②必要書類を集める

古物許可申請書

略歴書

住民票の写し（本籍が載ってるもの）

誓約書（犯罪歴などがないか）

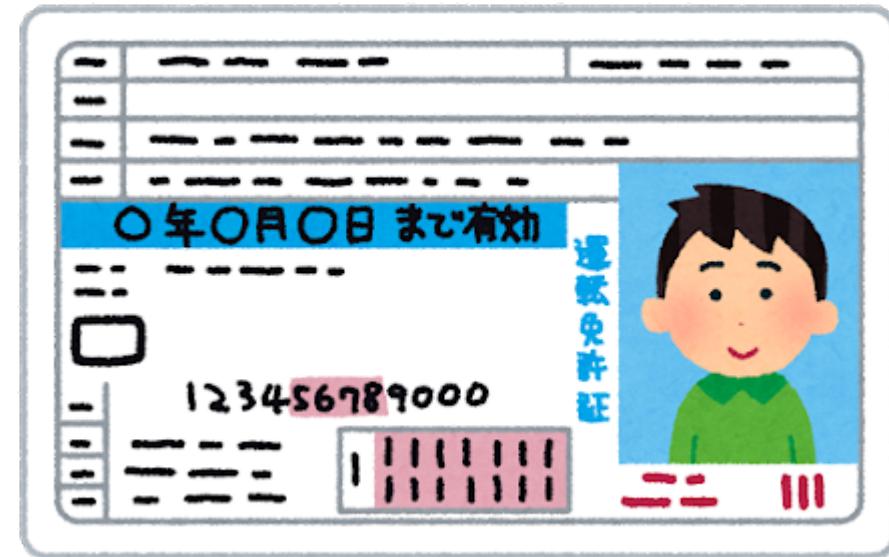
身分証明書

法人の場合



履歴事項全部証明書

定款のコピー



古物許可証の申請方法

③書類一式をそろえて警察署に申請

古物許可申請書と添付書類一式

身分証（免許証や保険証など） / 申請手数料19,000円

印鑑 / 委任状（申請者本人以外が行く場合）

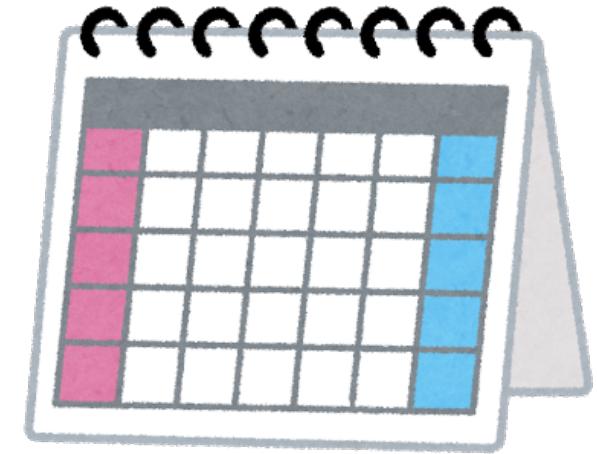


準備した添付書類は作成日付が
申請日から 3 ヶ月以内のもの
でなくてはならない

古物許可証の申請方法

④警察署に取りに行く

申請書と書類一式を警察署に提出すると、
土日祝日をのぞく約40日間の処理期間を経て、
警察から「取りに来てください」と電話がある



交付の際の持ちもの
印鑑 / 身分証 / 筆記用具
委任状（申請者本人以外が行く場合）

